

奈良県森林審議会委員定数規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十五号

奈良県森林審議会委員定数規則

森林法（昭和二十六年法律第二百十九号）第七十条第一項に規定する奈良県森林審議会の委員の定数は、十五人以内とする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。